

守口市長 西端 勝樹 様

学童保育の民間委託をやめ、守口市直営に戻すことを求める要請書

守口市では、昨年4月からもりぐち児童クラブ事業入会児童室（以下「学童保育」）の運営を株式会社共立メンテナンス（以下「共立メンテ」）に委託されています。守口市学童保育指導員労働組合は、共立メンテに対して団体交渉を強く求めてきました。

大阪府労働委員会は2020年4月20日付で、共立メンテに対して「団体交渉申入れに応じなければならない」とし、「府労働委員会において労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると認められました。今後、このような行為を繰り返さないようにいたします」との文書の手交と掲示（ポスト・ノチス）を命じました。命令は、「会社には、組合の求めに応じて団交を開催しようという姿勢が欠けているというべきであり、団交開催の引き延ばしを図るために、組合規約に不備があるとの主張をしていたと判断せざるをえない」（命令書10頁）と断定しています。

2020年3月12日、守口市学童保育指導員労組役員を含む13名の指導員に対し、共立メンテは「注意ならびに通知書」なるものを手渡し、3月23日付で13名全員の雇止めをしました。

この「注意ならびに通知書」には、指導員らが身に覚えのないもの、事実関係を誤っているものが多数含まれており、雇止めをされる合理的な理由や社会的相当性はありません。

13名のうち12名が労働組合の組合員であることから、雇止めは労働組合の弱体化を図る不当労働行為でもあり、雇止めされた指導員のうち10名が大阪地方裁判所に提訴しています。

共立メンテによる指導員及び労働組合に対する行為は、労働組合法・労働契約法等の労働関係法規に違反するものです。受託事業者の違法行為の事実が明白であるにも関わらず、何ら実態調査や行政指導もなく契約を継続させていることは、法を遵守する自治体として極めて問題です。

この問題は、学童保育という公共性の高い事業を、安易に民間委託したことにより、実施主体として学童保育の運営を委託した守口市の責任は重大です。

つきましては、保護者が安心して預けることができ、子どもたちがいきいきと楽しく過ごせる「もりぐち児童クラブ（学童保育）」をとり戻すためにも、以下の3点を強く求めます。

1. もりぐち児童クラブ事業に関する共立メンテナンスとの契約を直ちに解除すること。
2. 守口市の責任で学童保育を市直営に戻すこと。
3. 指導員として希望するものは直接雇用すること。

氏名	住所

【事務局団体】

大阪自治労連 〒530-0041 大阪市北区天神橋一丁目13番15号 大阪グリーン会館4階

【取扱団体】